

国立研究開発法人国立環境研究所利益相反マネジメントポリシー

平成27年 4月 1日制定

令和 5年10月15日改正

1. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）は、中核的な環境研究機関として、企業その他外部の機関（個人を含む。）（以下「企業等」という。）との共同研究、研究成果の活用促進などの産学官連携を通じて、社会貢献の推進に努めている。

しかし、産学官連携を推進する過程においては、研究所の役職員等が企業等との関係で有する利益や義務が、公的機関である研究所が役職員等に求める義務と衝突すること、すなわち利益相反が起こりうることを常に意識し、その適正化を図る必要がある。また、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されている。

このため、研究所は、利益相反（研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保を含む。）を適切にマネジメントすることにより、役職員等及び研究所の社会的信頼を確保しつつ、産学官連携の円滑な推進を図ることを目的として、利益相反マネジメントに係る基本方針を定める。

2. 利益相反マネジメントの基本方針

- (1) 研究所は、健全で公正な産学官連携を通じた社会貢献を推進する。
- (2) 研究所は、産学官連携を公正かつ効率的に行うため、役職員等の企業等との共同研究や交流等の状況を把握し、生じうる弊害を未然に防止するための利益相反マネジメント委員会等の体制を整備する。
- (3) 研究所は、利益相反マネジメントを的確に行うため、役職員等に対して、個人的利益を含め産学官連携に関する必要な情報の報告を求める。この過程で収集された個人情報、法律に基づき適切に管理する。
- (4) 研究所は、産学官連携のパートナーとなる企業等に対しても理解と協力を求め、適切な利益相反マネジメントを推進する。

以上